

令和7年度

伊達市 介護職員初任者研修及び 実務者研修支援補助金交付事業

市内の介護事業所又は施設において、介護の業務に従事する職員の確保と定着を図るため、初任者研修・実務者研修の受講に要した経費の一部を補助します。

1. 概要

補助対象経費	研修の受講に要する経費（入会金、交通費、保険料、分割払による手数料、追試等に係る追加費用、還付金等を除く）
補助額	介護職員初任者研修 6万円まで 実務者研修 20万円まで
補助対象者	次に掲げる要件のすべてを満たした方。 （1）補助金交付申請日において、市内に住所を有すること。 （2）初任者研修又は実務者研修を修了してから補助金交付申請日に至るまで、3月以上介護事業所等※において介護職員として就労していること。 （3）補助対象経費について、伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。 （4）補助金交付申請日において、市税の滞納がないこと。
※介護事業所等	次に掲げる事業のいずれかを提供又は当該事業に係る施設を運営する伊達市内の事業所。 （1）居宅サービス事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。） （2）地域密着型サービス事業 （3）施設サービスを行う事業 （4）介護予防サービス事業（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。） （5）地域密着型介護予防サービス事業 （6）第1号訪問事業及び第1号通所事業 （7）障害福祉サービス事業（療養介護及び重度障害者等包括支援を除く。） （8）地域相談支援を行う事業

手続き等については裏面をご覧ください。

2. 申請方法

高齢福祉課（本庁舎1階）に持参または郵送で提出してください。

提出書類

- ☐介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ☐介護職員初任者研修又は実務者研修修了証明書の写し
- ☐受講料領収書の写し
- ☐個人情報の利用に係る同意書（様式第2号）又は住民票の写し及び市税納税証明書
- ☐介護職員として就労していることが分かる書類（様式第3号）
- ☐希望する振込先金融機関の通帳の写し（表紙と表紙をめくった部分の2枚）

3. 申請期限（令和7年度）

令和8年2月27日（金）まで

※今年度中に補助金の交付を受けるためには、11月30日までに受講を修了する必要があるので、ご注意ください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請書の提出期限は、研修修了の翌日から起算して1年以内です。

※研修修了の翌日から起算して1年以内の提出であれば、前年度中の研修についても申請可能です。

4. その他

- ・本事業は現時点で令和8年度までを予定しております。



<申込み・問合せ先>

伊達市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地（本庁舎1階）

電話 024-575-1299